平成２９年（フ）第２００号
高知県四万十市楠島945番地３　ビレッジハウス楠島１－203、申立時の住所高知市横浜新町１丁目301番地　横浜第二団地Ｎ－907
債務者　北野　　梓
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３３号
高知市春野町秋山174番地５
債務者　筒井　幸治
1　決定年月日時　平成29年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８７３号
埼玉県上尾市大字向山529番地２　アルファメゾンＤ－３
債務者　川崎　亜弓（旧姓芹澤）
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９８４号
埼玉県蓮田市関山３丁目７番６号　ソフィアⅡ－201号
債務者　滝川　武弘
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０８号
埼玉県北本市本宿５丁目128番地　サンシティ本宿Ｂ－102
債務者　佐藤　勝夫
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４２号
さいたま市緑区道祖土４丁目29番29号　エーコーマンション102
債務者　五味　進一
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９０号
さいたま市見沼区大字御蔵1238番地40
債務者　鏑木　和之
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２９５号
さいたま市浦和区常盤３丁目16－２　パーク常盤501、住民票上の住所埼玉県戸田市下前１丁目10番１－602号（住民票上の旧住所）
さいたま市桜区西堀４丁目６番14－201号
債務者　千原　一輝
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３０７号
埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地２－５－201
債務者　今野カヲル
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３３号
埼玉県川口市芝新町18番２号　ミキハウス102号
債務者　薬師寺和之
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３４号
さいたま市見沼区東大宮２丁目10番地14　レオパレス東大宮102号室
債務者　並木　久男
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６４号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目31番６号　エニーセ南２号棟204号
債務者　岩永　和則
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５２５号
埼玉県草加市瀬崎４丁目12番39－103号
債務者　下瀬　哲治
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５７０号
埼玉県三郷市早稲田１丁目25番地９　第２幸ハウス101
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７２０号
千葉県船橋市新高根３丁目７番15号
債務者　小谷松貴幸
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９６４号
千葉市稲毛区宮野木町1149番地２
債務者　氣田　和誠
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９７２号
千葉市若葉区桜木３丁目７番28号　テラス５－１号
債務者　髙**楠**　秀昭
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係